

公益社団法人秦野市シルバー人材センター施設管理就業
交代要領

(平成20年7月29日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が施設管理等に係る業務に就業するに当たり、その就業期間、就業年齢等について必要な事項を定める。

(対象の施設)

第2条 この要領で対象とする施設は、次のいずれの条件にも該当する施設で、別表に定めるとおりとする。

- (1) 発注者が自治体又は公共的団体等であるもの
- (2) 施設の管理等の業務で、継続的な就業が見込めるもの

(就業期間等)

第3条 別表に掲げる施設のうち、同一の施設での就業期間が5年に達した会員は、第4条に規定する就業期間の満了日をもって交代するものとする。

- 2 前項の規定により5年に達する会員に対しては、交代日の3か月前までに通知するものとする。
- 3 第1項の規定により交代が決定した場合は、交代日の1か月前までにその旨を通知しなければならない。

(就業期間の満了日)

第4条 就業期間の満了日は、9月30日とする。

(発注者の意向)

第5条 第3条の規定にかかわらず、発注者から就業期間の延長または短縮の申し出があった場合は、就業者の状況を考慮したうえで、理事長が判断するものとする。

(就業年齢の取扱い)

第6条 就業する会員のうち、満80歳となった者については、その年度の末日をもって就業を終了するものとする。ただし、健康チェックシートに基づき、就業状況等を確認のうえ、次に掲げる各号のすべてを満たすと理事長が判断した場合は、この限りではない。

- (1) 健康で継続して就業することに支障がないと判断できる場合
- (2) 発注者の求める就業内容を確実に履行していると判断できる場

合

(3) 会員同士の共同作業に支障がないと判断できる場合

2 前項ただし書きの規定を適用した場合、理事長は理事会に報告するとともに、適用した会員に対して、毎年度、健康チェックシートに基づく確認等を行い、就業の継続について判断しなければならない。

(新たに対象の施設に就業する会員の要件)

第7条 新たに別表に掲げる施設に就業する者の選考に当たっては、発注者の意向を十分に考慮しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、別表に掲げる施設への就業について必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月12日議案第15号)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日議案第12号)

この要領は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月26日議案第12号)

この要領は、平成27年6月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年9月25日議案第19号)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月19日議案第15号)

この要領は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月20日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日議案第7号)

この要領は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

第3条及び第5条を適用するもの	業務の内容又は特殊性により、第5条のみを適用するもの
<ul style="list-style-type: none"> (1) 本町公民館夜間管理等業務 (2) 南公民館夜間管理等業務 (3) 南が丘公民館夜間管理等業務 (4) 東公民館夜間管理等業務 (5) 北公民館夜間管理等業務 (6) 大根公民館夜間管理等業務 (7) 鶴巻公民館夜間管理等業務 (8) 西公民館夜間管理等業務 (9) 渋沢公民館夜間管理等業務 (10) 堀川公民館夜間管理等業務 (11) 上公民館夜間管理等業務 (12) はだのこども館夜間管理業務 (13) 曲松児童センター夜間管理業務 (14) 広畑ふれあいプラザ夜間管理業務 (15) 末広ふれあいセンター夜間管理業務 (16) みずなし川緑地管理業務 (17) 南が丘公園管理業務 (18) なでしこ運動広場等管理業務 (19) 秦野自転車駐車場管理業務 (20) 一般廃棄物搬入申請等受付業務 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本町公民館日常清掃業務 (2) 南公民館日常清掃業務 (3) 南が丘公民館日常清掃業務 (4) 東公民館日常清掃業務 (5) 北公民館日常清掃業務 (6) 大根公民館日常清掃業務 (7) 鶴巻公民館日常清掃業務 (8) 西公民館日常清掃業務 (9) 渋沢公民館日常清掃業務 (10) 堀川公民館日常清掃業務 (11) 上公民館日常清掃業務 (12) 観光地定期清掃業務 (13) 鶴巻温泉弘法の里湯清掃業務（ただし、女性に限る） (14) 放課後児童ホーム委託業務 (15) ほうらい会館清掃業務 (16) 市営住宅修繕委託業務 (17) 老朽化木造住宅修繕委託業務 (18) 広畑ふれあいプラザ清掃業務 (19) 末広ふれあいセンター清掃業務 (20) カルチャーパーク内トイレ清掃業務 (21) 今泉名水桜公園管理業務 (22) 今泉名水桜公園トイレ清掃業務

<p>第 3 条及び第 5 条を適用するもの</p>	<p>業務の内容又は特殊性により、第 5 条のみを適用するもの</p>
<p>(21) 木質系粗大ゴミ解体業務 (22) カルチャーパーク夜間照明施設開放管理業務 (23) カルチャーパーク巡回業務 (24) 中央こども公園管理業務 (25) 立野緑地管理業務 (26) 立野緑地庭球場等管理業務 (27) おおね公園管理業務 (28) おおね公園夜間管理業務 (29) サンライフ鶴巻夜間管理業務 (30) 東海大学前駅連絡所夜間管理業務 (31) 鶴巻温泉弘法の里湯清掃業務（ただし、男性に限る） (32) 戸川公園バーベキュー場管理業務 (33) 戸川公園植物・花壇管理業務 (34) 秦野商工会議所夜間管理業務 (35) ほうらい会館夜間管理業務</p>	<p>(23) 戸川公園施設及びトイレ清掃業務 (24) 戸川公園門扉開閉業務 (25) ミライエ秦野維持管理業務 (26) はだの丹沢クライミングパーク清掃業務 (27) 移住お試し住宅維持管理業務 (28) 栃窪スポーツ広場等トイレ清掃業務 (29) 鳥獣対策委託業務 (30) カルチャーパーク管理業務</p>

